

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

阿賀野市長 田 中 清 善

#### 阿賀野市条例第21号

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険税条例（平成16年阿賀野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同条第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の阿賀野市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。